

# 第3期特定健康診査等実施計画

T S Iホールディングス健康保険組合

平成30年10月

## 背景及び趣旨

わが国の医療制度は、世界に類を見ない国民皆保険制度を確立し、長く高水準の医療体制を維持してきた。

しかし、少子高齢化の進展等、社会環境の急激な変化の中で、わが国の医療制度の将来を不安視する声が強まったことにより、抜本的な構造改革が喫緊の政治課題となり、国民皆保険制度を維持するために、平成18年度通常国会において『医療制度改革関連法』が成立した。

また、その一環として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者に対し、40歳から74歳の被保険者並びに被扶養者を対象とした、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられたものである。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的な事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、特定健康診査等基本方針に即して、6年毎に6年を1期として、特定健康診査等実施計画を定めることとする。

## 当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、婦人服製造卸売業を営む株式会社東京スタイルが母体となって設立され、加入事業所は、すべて株式会社東京スタイルのグループ会社であったが、平成23年に株式会社サンエー・インターナショナルと経営統合してからは、複数の総合健保に分散加入していたグループ会社を編入させ、現在の規模となった。

また、これに合わせ組合名称も「東京スタイル健康保険組合」から「T S I ホールディングス健康保険組合」に改めた。

平成29年度末の事業所数は28、その所在地は東京を中心とした6都府県に集中しているが、支店、営業所等が他の道府県にも点在しており、また、全国の百貨店、直営店等に派遣されて店頭販売に従事する者の人数が多いため、被保険者・被扶養者の居住地は広い範囲に分布している。

平成29年度末の被保険者数は5,422名、平均年齢は33.54歳、被保険者の男女比率は、男性が約24.8%、女性が約75.2%である。

健康診断については、30歳以上の被保険者及び被扶養者を対象とする生活習慣病検診、40歳以上の被保険者を対象とする人間ドックと、これらにプラスして受診できる婦人科（乳癌・子宮癌）検診を行っている。

東京都内近郊在勤の被保険者に対する生活習慣病検診は、母体事業所において集合検診を行い、人間ドックは、契約医療機関を中心とした全国医療機関にて受診させている。

地方在勤の被保険者については、近隣の医療機関にて個々に受診させ、補助金を支給している。

被扶養者についても、個々に受診、補助金支給の形態をとっている。

## 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

### 1. 特定健康診査等の基本的考え方

特定健康診査等を実施するうえでの基本概念となるメタボリックシンドローム（動脈硬化性疾患の危険性を高める複合型リスク症候群）については、2005年4月に、日本肥満学会、日本動脈硬化学会、日本糖尿病学会、日本高血圧学会、日本循環器学会、日本腎臓病学会、日本血栓止血学会、日本内科学会の8学会によってその診断基準がまとめられ、公表された。

これによると、内臓脂肪の蓄積を示すウエスト周囲径が男女別に設定された基準値を上回っており、なおかつ、血清脂質異常・血圧高値・高血糖の3項目のうち2つ以上が基準値を上回る（もしくは下回る）場合にメタボリックシンドロームと診断される。

ここでは、内臓脂肪型肥満に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能で、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を防止できるという考え方を基本としており、メタボリックシンドロームの概念の導入により、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善にむけての明確な動機付けができることが期待されている。

### 2. 特定審査等の実施に係る留意点

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理する。

### 3. 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業者の行う定期健診との実施目的の違いを明確にするが、結果データについては特定健診に使用できるよう、検査項目の統一を図る。

実施形態は、従来どおり、30歳以上の被保険者、被扶養者に対しては当健保組合が行い、30歳未満の定期健診の実施と30歳以上を含めた定期健診部分の費用は事業主が負担する。

### 4. 特定保健指導の基本的考え方

特定保健指導の目的は、予め生活習慣病に的を絞った健康診査を行い、客観的データを示すことによって、検診対象者に生活習慣の改善による生活習慣病防止効果を充分理解させ、これに基づく具体的目標に向け、被保険者及び被扶養者自ら改善に努め、保険者がこれを支援することにある。

## I 達成目標

### 1. 特定健康診査の実施に係る目標

令和5年度における特定健康診査の実施率を90.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のよう

に定める。

目標実施率 (％)

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	国の参酌標準
被保険者	83.5	86.2	88.8	91.5	94.2	96.9	—
被扶養者	20.0	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0	—
被保険者+被扶養者	75.0	78.0	81.0	84.0	87.0	90.0	90.0

### 2. 特定保健指導の実施に係る目標

令和5年度における特定保健指導の実施率を55.0%とする。(国の基本指針が示す参酌標準に即して設定)

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のよう

に定める。

目標実施率

(被保険者+被扶養者)

(人)

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	国の参酌標準
40歳以上対象者(人)	1,125	1,170	1,215	1,176	1,305	1,350	—
特定保健指導 対象者数(推計)	113	117	122	118	131	135	—
実施率(%)	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0	55.0
実施者数	34	41	49	53	66	74	—

外部の専門機関に委託し、各事業所、派遣先、もしくは居住地の近隣地域にて行う。なお、今後は委託先を増やしていく。

### 3. 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

令和5年度において、平成25年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。(国の基本指針が示す参酌標準を踏まえて設定)

## Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

### 1. 対象者数

#### ①特定健康診査

被保険者

(人)

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
対象者数（推計値）	5,400	5,300	5,200	4,800	5,200	5,200
うち40歳以上対象者	1,300	1,300	1,300	1,214	1,300	1,300
目標実施率（%）	83.5	86.2	88.8	91.5	94.2	96.9
目標実施者数	1086	1,120	1,155	1,111	1,225	1,260

被扶養者

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
対象者数（推計値）	1,500	1,500	1,500	1,400	1,500	1,500
うち40歳以上対象者	200	200	200	186	200	200
目標実施率（%）	20.0	25.0	30.0	35.0	40.0	45.0
目標実施者数	39	50	60	65	80	90

被保険者＋被扶養者

(人)

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
対象者数（推計値）	6,900	6,800	6,700	6,200	6,700	6,700
うち40歳以上対象者	1,500	1,500	1,500	1,400	1,500	1,500
目標実施率（%）	75.0	78.0	81.0	84.0	87.0	90.0
目標実施者数	1,125	1,170	1,215	1,176	1,305	1,350

\* 対象者数とは、事業主健診の受診者等を除外した保険者として実施すべき数

\* 40歳以上対象者は、保険者で実施せず他（事業主等）からデータを受領する数を加算

## ②特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

	平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
40歳以上対象者	1,125	1,170	1,215	1,176	1,305	1,350
動機付け支援対象者	50	51	54	52	58	59
実施率(%)	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0
実施者数	15	18	22	23	29	32
積極的支援対象者	63	66	68	66	73	76
実施率(%)	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0
実施者数	19	23	27	30	37	42
保健指導対象者計	113	117	122	118	131	135
実施率(%)	30.0	35.0	40.0	45.0	50.0	55.0
実施者数	34	41	49	53	66	74

## Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

### (1) 実施場所

特定健診は、原則として事業所内における巡回健診、もしくは契約医療機関で集合健診を行い、小規模な事業所や対象者の散在する事業所については、個々に受診させ、費用を補助する。

### (2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

### (3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

### (4) 委託の有無

ア 特定健診

有

イ 特定保健指導

有

### (5) 受診方法

受診場所に記載の通り

### (6) 周知・案内方法

周知は、定期健診と併せ、人事部通達、健康保険組合発の送付物等にて行う。

### (7) 健診データの受領方法

国の定めるXML様式により、FD、CD等の媒体にて受領

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

被保険者でメタボリックシンドロームと判定された者のうち、目標率に沿って緊急度の高い者から優先的に行う。

IV 個人情報の保護

個人情報保護法の主旨に則り、厳正な管理を行う。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、対象者に案内文を送付するとともに、当健康保険組合ホームページに掲載して行う。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

進捗状況を踏まえて平成30年度以降、見直し後の基準にて行う。

VII その他